

福祉有償運送の概略と登録までの流れ

1. 概略

自動車を用いて有償で人を運送するのは、原則として公共交通機関であるバス、タクシー事業者が担うべきものですが、「福祉有償運送」は、こうした公共交通機関によっては移動が困難な方々に対する十分な輸送サービスの確保が困難であると認められる場合に、それらを補完するための手段として位置づけられています。

「運営協議会」は、練馬区内における移動困難者の方々の状況、ニーズや、練馬区地域におけるタクシー事業者等の公共交通機関によるサービスの提供状況などを把握したうえで、練馬区地域において NPO 法人等が行う福祉有償運送の必要性に関する判断を行うこととされています。

福祉有償運送の登録申請は「東京運輸支局」に対して行いますが、「運営協議会」は申請に至る前の段階で、上述のように判断・検討を行い、協議が調った場合にそれを証する書類を申請団体に対して交付します。

2. 具体的な流れ

(1)東京運輸支局へ相談

登録申請の受け付けは東京運輸支局が行いますので、まずは東京運輸支局へご相談いただくことをお勧めします。

(2)練馬区へ相談・書類の提出

練馬区の福祉有償運送運営協議会の事務局となっている、「練馬区福祉部管理課地域福祉係」まで、新規に登録を行いたい旨、ご相談ください。

必要書類をご案内しますので、ご用意のうえ練馬区に提出いただきます。書類は、東京運輸支局に提出する書類一式とほぼ同等のものをご用意いただくこととなります。

また、事務局では、申請団体と協議会の委員との間で調整を行い、協議会開催日を決定します。

(3)協議会の開催

申請団体は協議会に出席いただき、協議会委員に対して団体の考え方などを説明していただきます。協議会は、団体から聴聞した内容や、事前に提出いただいた書類などを基に、必要性等について協議を行います。

結果、協議が調った場合には、後日練馬区から、「協議が調ったことを証する書類」を、申請団体に発行します。

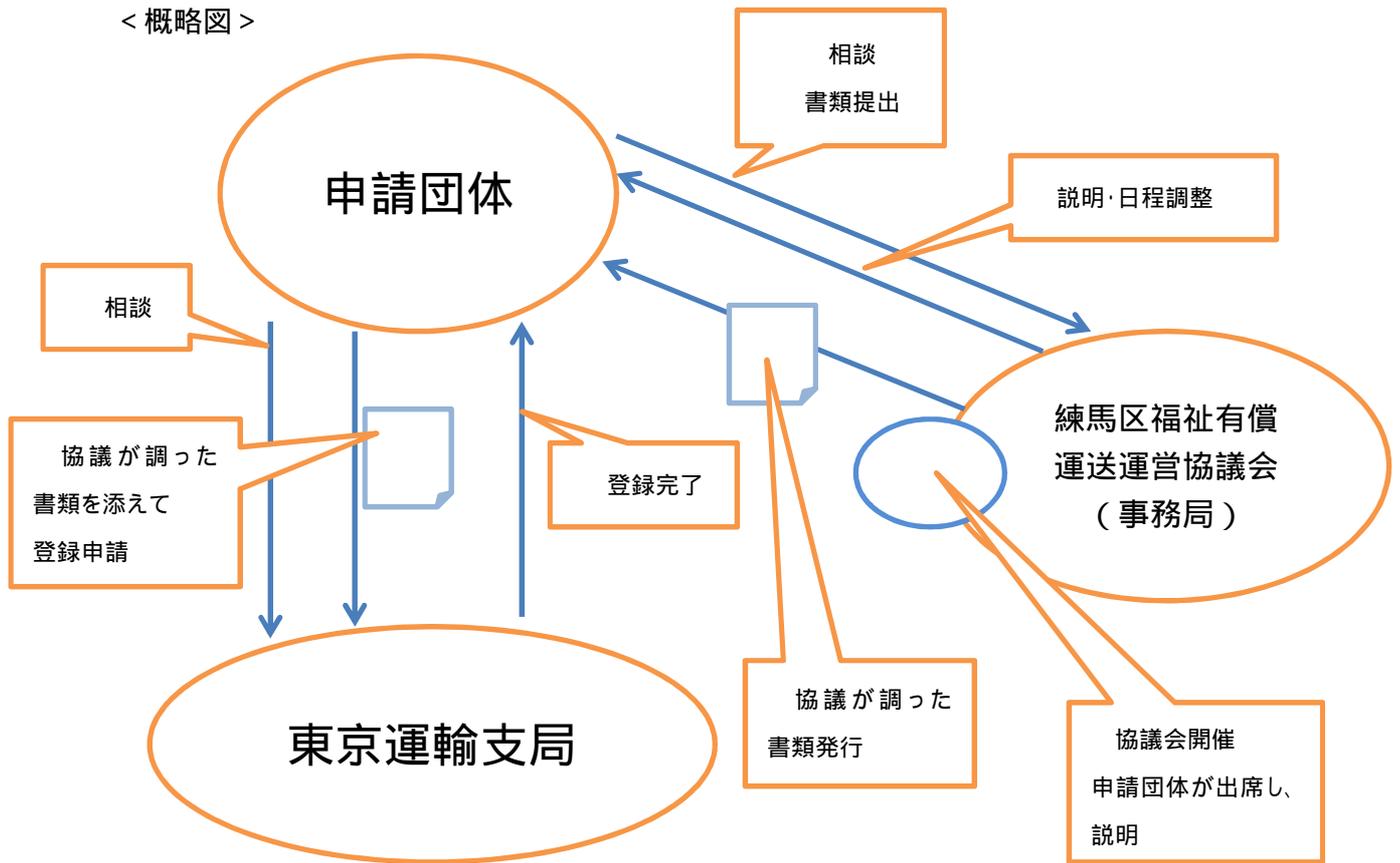
なお、協議が不調に終わった場合、後日改めての協議となる場合があります。

(4)東京運輸支局へ登録申請を行う 登録完了

提出書類一式に、練馬区からの「協議が調ったことを証する書類」を添えて、東京運輸支局に申請を行います。

申請後、東京運輸支局から「登録証」が送られてきますので、これをもって登録完了となります。

<概略図>



3. 諸注意

任意団体や個人、株式会社などは申請することができません。

上述のとおり、運営協議会は必要性等について協議を行う場ですので、協議が調っただけでは完了しません。東京運輸支局への登録申請が必要になります。

練馬区で福祉有償運送を行う場合、「旅客の発地・着地のいずれかが練馬区内」であることが必要条件となります。発地・着地が他の市区町村域となる運送を行う場合には、当該地域の運営協議会での協議が必要となります。

その他詳細は、道路運送法などの関係法令を参照いただくようお願いいたします。

東京運輸支局へのお問い合わせ

東京運輸支局輸送担当

電話 3 4 5 8 - 9 2 3 3

練馬区へのお問い合わせ

練馬区福祉部管理課地域福祉係

電話 5 9 8 4 - 2 7 1 6

FAX 5 9 8 4 - 1 2 1 4